

## 大津家庭裁判所委員会議事録

- 1 日時  
平成20年5月20日(火)午後2時00分～午後4時30分
- 2 場所  
大津家庭裁判所本館大会議室
- 3 出席者  
(委員)五十音順・敬称略  
小川素子, 國松完二, 甲津貴央, 酒井康夫, 十倉良一, 松山正明, 三上征次,  
湯川哲嗣  
(事務担当者)  
西山実, 田島康博, 住野陽一, 大田恵朗, 濱松稔也
- 4 議事
  - (1) 委員の異動等の報告  
事務担当者から, 検察官委員の交替及び裁判官委員の酒井委員再任の旨の報告があった。
  - (2) 委員長あいさつ  
事務局の紹介
  - (3) 前回の家裁委員会での質問事項を事務担当者から補足説明
    - ア 調停委員の職業別員数について
    - イ 調停委員の年齢別員数及び男女別員数について
    - ウ 調停委員の人材確保について
    - エ 調停委員の人材育成について
    - オ 調停委員の再任について
    - カ 調停の運営方法(調停委員の活用方法, 裁判所書記官を含めた事務処理態勢)
  - (4) DVD視聴  
「はじめての家事調停」
  - (5) 意見交換  
テーマ「家事調停事件について」  
発言要旨は, 別紙のとおり
  - (6) 次回テーマについて  
「少年に対する保護的措置について」をテーマとする。
  - (7) 次回の開催日程  
次回の委員会は, 10月17日(金)午後2時から午後4時30分までと決定した。

(別紙)

発言要旨

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

DVD「はじめての家事調停」の離婚調停は、家事調停のなかでは典型的なもののひとつで、家庭裁判所調査官が調査を行ったり、調停に立ち会っていたが、実際の調停では家庭裁判所調査官が関与しない調停も多い。

これからの意見交換に先だって、補足説明、DVDの内容を含めて、質問があれば伺いたい。

DVDの調停は別席調停だったが、離婚調停の場合は必ず別席で行われるのか。

夫婦で確執がある場合やDVの被害を受けている場合を含めて、相手の顔を見るのも嫌だという場合も多く、当事者の意向も聞いた上で、別席になることが多い。ただし、話し合いが出来るような夫婦関係の場合、お互いに直接確認したいことがあるような場合は同席で行うこともある。必ず別席でなければいけないということではない。

調停申立があって、申立人と相手方を呼び出す場合、必ず出頭するものか。

ときと場合によるが、すぐに出頭する場合としない場合がある。出頭してもらおうように努力しているが、2, 3回試みて出頭しない場合は不成立になる。

経験上、もめているケースでも相手方は出頭することが多い。

最終的に調停の決定は審判官がするのか。調停委員と審判官の意見が食い違うときはどうなるのか。

最終的には当事者同士の意思が合致し、法律的に問題がなければ、その内容で決めることになる。途中の段階であっても、当事者の意思を尊重するが、裁判所が案を提示する場合は、調停委員、家庭裁判所調査官の話をもとに評議をして、一致したところで案を提示することになる。

申立人と相手方の住所地が異なる場合はどこの裁判所で調停をすることになるのか。

法律で決められており、原則として相手方の住所地を管轄する裁判所に申立てを行う。ただし、申立人が相手方の住所地を管轄する裁判所まで出頭することができない場合等、例外的に申立人の住所地を管轄する裁判所でもできる。

DVDの調停は理想的な調停の進め方であったが、調停委員の進め方が適切ではない事例もあると思う。言い方が適切でないとか、調停の進め方が適切でない場合はどのようにして把握しているか。

当事者が気に障るような場合は苦情が出てくることが多いが、そのような場合は事情を確認した上で裁判官から注意をすることもある。方向性が適切でない場合は、事前に評議を行う際、裁判官が方向修正を行うことになる。

なかには、「相手の言い分しか聞かない」「女性に対して偏見を持っている」などと、自分の意に添わないために調停委員を替えてほしい旨の苦情が出ることもある。

書記官から苦情を聞いた裁判官は、調停委員から事情を聴取し、事実であれば注意をし、誤解であればきちんと説明するように指示し、次の期日に裁判官から説明することもある。経験上、苦情によって調停委員を変更したということはない。

調停の進め方に疑問がある場合は、書記官等に率直に伝えたほうが良いのだろうが、

調停委員に悪い印象を持たれたくないために、弁護士を通じて言ってほしいという申出もある。苦情を言うことによって不利益に扱われることを心配してる場合もある。

苦情があっても、不利益に扱うことはない。ただ、苦情のなかには、当事者の一方的な思い込みで謂われのない苦情もあるので、不満があれば何でも申し出れば良いというものではないが、不満、不信を持ったままで調停を進めるよりは申し出てもらった方が良いのではないかとも思う。

調停成立後、養育費の支払いについて守っているのか現状を知りたい。守らない場合、次の手続はどうなるのか。強制執行とはどのような手続になるのか。また、相手方が行方不明で泣き寝入りをしたケースを聞いたことがあるが、そのような場合はどうなるのか。

養育費についてはもめることが多い。支払いを守らない場合、履行勧告の申立てをすることができる。これは電話でも申し立てることができ、履行勧告の事件として立件し、相手方に家裁調査官から連絡して勧告することになる。ただ、何度勧告しても応じない場合は事件としては終了することになる。履行勧告は年間30件程度の申立てがあり、そのうちの約半分は勧告によって支払っているが、残りの半分は支払えなかったり、行方不明であったりが多い。次の手続としては、地裁へ強制執行の申立てをすることになる。最終的には、地裁の給料の差押えが多いと思う。

履行勧告は、どれくらいの滞りがあるか事情を調査した上で書面で義務者に勧告する。「どうしても払えない」という回答があることが多く、その旨を権利者に伝えることになるが、義務者と権利者の言い分を伝えることの繰り返しになることが多い。ただ、一度にではなく少しずつであるとか、一部履行のような結果になる場合もある。全額回収に至ることは少なく、くり返しの申立てもあり、電話一本でも申立てができるようになっている。

行方不明になっている場合はあるか？

時々ある。調べて、どうしても不明なら、申立人に説明して終了することになる。

どこまで調査してくれるのか。

官公庁への照会までは行う。

基本的には当事者が調べることになる。住民票を探したらどうかと助言したりしている。実家などへの連絡は、本人の秘密との関係もあるため裁判所では行いにくい。

前回と今回のこれまでのやり取りを踏まえての意見交換を行うにあたり、前回の意見交換のなかで何人かの委員から指摘のあった、「調停委員の人材の確保と育成」について皆さんの意見を伺いたい。

前回、複数の委員から出た意見に、情報化社会に順応していくにはもっと若い調停委員を確保し育成する必要があるのではないかという意見があった。そのための方策としては、調停委員一人当たりの担当事件数を減らして負担を軽減する、調停事件の中身について困難な事件ばかりを担当させずに、調停委員の精神的なケアを行うことを考える、調停委員の再任を避けて、現役で仕事に就いている人が調停委員になれるような制度を考える、という意見が出ていた。その点を踏まえて、調停委員の人材の確保と育成をどうすべきかという意見を伺いたい。

裁判員制度の場合は、仕事上の不利益を受けないが、調停委員の場合、30代、40

代の方は仕事を抜けてもいい等の何か法的な保障がなければ難しいのではないかと。調停委員に法的な位置付けをすればよいのではないかと。

裁判員制度の場合、休暇については企業に勤めている場合は企業の理解を得る必要がある。法律上、裁判員の場合、選ばれると簡単に断れないことになるので、保障も強く求めることになるが、調停委員の場合はそうではないために保障が得られるような制度を作るのは難しいであろう。

調停委員になりたいというモチベーション、動機は何か。

知人に元公務員の調停委員がいるが、大変だが面白いということを知った。経験豊富な人で、自分の人生が人の役に立てることが嬉しいということも聞いた。その人の年齢は70歳近くで、ある程度の年齢にならないと、リタイヤして社会のために役に立ちたいというような心境にはならないのではないかと。自分の場合は、今は仕事を通じて社会の役に立ちたいと思っている。

若い人が調停委員をやってみようという動機付け、促すような施策はあるのか。

弁護士で調停委員を引き受けているのは、使命感のようなもので、弁護士という立場で、一定程度の役に立たなければいけない年齢になったということではないかと。また、弁護士の立場から調停の進め方を見て、自分で調停委員をやってみようということも動機になってくると思う。やはり、裁判と関わりを持ちたくない、持つ機会もない一般の人が調停委員になりたいというモチベーションを持つのは難しいのではないかと。

現在、調停委員は時間的に余裕がある年齢の高い人が多く、自分のこれまでの経験や知識を生かしたいということが動機になってくると思うが、そう考えると、自分の仕事で忙しい人が時間を割いて他の分野で勉強しようというモチベーションがあるかというところと難しいと思う。

弁護士、医師、司法書士、建築士などが専門知識を生かして調停委員になる場合は、その使命感が中心になると思うので若い人もいるが、一般には仕事で忙しくしている合間をぬって調停委員になることは考えにくいかもしれない。普通は自分の仕事で社会に貢献することを考えるであろう。そう考えると、若返りを図るための人材確保は難しいかもしれない。

人生経験豊富な人であっても、調停の中身、調停委員と当事者の年齢差、ギャップを埋めることができているかを考えると、考え方が全然違っていると、同じような年齢の人が調停をする方がよいのではないかと。年齢が高ければいいというものでもないと思う。

調停では、人の話をよく聞き、どのように考えているのかを理解しながら話を進めていくことになる。それに必要なのが経験なのか、経験以外の何らかの資質なのか。40歳になると人の話をよく聞けるようになるかというところとそうでもないし、70歳になってもそうでない人もあり、その人の資質だと思う。資質は、もともと持っているものと、研修で研かれて後から身に付くものがあり、ただ、全く素養のない人はダメだろうと思うが、年齢や経験とはあまり関係ないのではないかと。申立人や相手方が話をするときにある程度の年齢差があってもプラスになる面もあるのではないかと。年齢差がある程度あった方が調停委員の意見を尊重してもらえるのではないかと。ただ、現在の60～70歳が60パーセントに近いというあまりにも高い年齢構成に問題があると思う。

ある程度の資質は期待したいが、その上で研修等で研いてもらいたい。

年齢より資質の方が大事だと思う。親くらいの年齢の人に話を聞いてもらって、きちんと受け止めてもらった方が良いと思うので、ある程度年齢差があってもいいのではないかと思う。

持久力，メンタル的な耐久性が必要であるが，それはやはり50歳代までで，70歳くらいになると短気になるようなケースもあり，人の話をじっくり聞けるか疑問に思う。また，リタイアしてからの60，70歳で社会経験が積めるかについては疑問があり，それまでのある程度社会経験をしながらの人の方がいいと思う。

できれば，いろいろな年齢層の人が関わってもらえるのがいいが，ある程度，事件を担当し，調停の経験を積んでもらうとなると，どうしても年齢が高くなるのが実情である。若い人の考え方を理解して吸収しようという調停委員も多いので，それほど違和感を感じていない。

離婚調停の場合，どちらかに必ず子どもを預けないといけないのか。どちらも親になりたくない，子どもを預かりたくない場合，両親ともに親として相応しくない場合はどうなるのか。

どちらも親として相応しくない事例で，子どもは施設に行った方が良かった例もあるが，現実には，子どもは施設に行ったとしても，親権はどちらかに決めることになる。親権は，日本の法律では，離婚するとどちらかに決めることになる。諸外国では，親権は両方が持ち，その上で役割を決めるような例もある。

どちらかが親権者となり，もう一方が監護者となるような場合，どのようにして決めるのか。

親の都合で親権と監護権を分けるようなことは，双方が合意する場合や双方の適性を見てその方が良いと判断する場合はやむを得ないが，実際は好ましくないのが原則として行っていない。

調停委員は年齢より資質だという皆さんの意見は，そのとおりだと思う。過去には，年齢の高い人に若い人の気持ちが理解できるのかと思ったこともあるが，今は，調停委員の努力もあると思うが，違和感があるような話を当事者から聞かない。どちらかという年齢ではなく資質のことを感じている。

裁判所は調停委員として年齢の高い人を選んでいるわけではなく，若い人，相応しい人になってもらいたいと考えているが，若い人を選ぶとすれば保障の面以外にどのような方法があるか伺いたい。

調停委員をすることによってそれがキャリアになる，社会的に認められるというメリットがあればどうか。

動機を持たせるという趣旨では，それもひとつの方法かもしれない。一定程度の人員を確保する必要があるなら，何らかの特典を考えることも必要かもしれない。ただ，ボランティア精神だけに頼っていては，良い調停を維持していくには限界があるのではないか。裁判所だけでできることではないが，社会が調停委員に敬意を払うこと，企業社会が調停委員の仕事をキャリアとして認めることを，どのようにして社会に働きかけて行くかが大切だと思う。

任期付の公務員のような考え方はどうか。一定の年齢で人材が確保できるのではないか。

年齢のバランスは、裁判所では「いろいろな方」ということであるが、公募方式のような考え方はどうか。

調停委員に対して社会的敬意が払われているかということについてはどうか。

イメージ的には「御苦労様」という感じで、社会的に現役で活躍してるというイメージではなく、リタイアした人が社会貢献しているというイメージを持っている。

本当にやってもらいたい人は、仕事が大変だからできない。そういう人たちができるような制度を作らなければならないと思う。

専門的な知識を持った人も含めて、調停委員は市民から選ばれることになっている経緯は何か。

専門性と専門家は異なる。一般市民のなかで調停を行うに適した資質という専門性を持っている人たちに調停委員になってもらいたいという趣旨であり、市民とは隔絶した偉い専門家が調停を行うというイメージではない。法律の専門家としては審判官、調査の専門家としては家庭裁判所調査官に任せればよく、自分たちと同じように社会で生活している人格者に聞いてもらい納得してもらおうこと、つまり、調停の専門性は、よく聴くということが出来る人のことであり、年齢、職業を問わないというのは、そういうところにあるのではないだろうか。給源として、リタイアした人しか得られないことについては何とかならないものかと思う。

人材育成という点について、調停委員に対する研修は行っているが、それ以外に何か意見があれば伺いたい。

聴くことが一番大切なことだと思うが、聴くことについてどのような研修を行っているか。

調停委員の一番大切なのは傾聴の技術であるが、新任調停委員の研修では、当事者の話を聞いて事実を把握すること、聴くことの大切さを講義している。ケース研究では、事例を中心に行っているが、ロールプレイなどを実施することも検討している。

任期は2年だが、経験を積むことは調停成立の実績に影響しているか。離婚調停は離婚ありきの進め方をするのか。また、元の状態に戻すというのではないのか。

離婚調停には、離婚の申立と円満な家庭に戻すという申立があり、離婚の申立でも円満解決に至ることもある。

新任の調停委員と2期目、3期目の調停委員とは研修内容も異なるようだが、新任、中堅、ベテランの調停委員では、調停成立の実績は異なるのか、

調停の成立率については、統計的なものはないが、年齢や経験による影響はないと思う。

経験については再任の問題とも関係するところであるが、前回の家裁委員会では、若返りの観点から再任はできるだけ避けた方が良いという意見が出された。しかし、経験を積むことによって話を聞いてまとめていくテクニックを身につけていることも多く、2年間かけてそのような技法を身につけた人が辞めるのは残念であり、問題がなければ、本人の意向を確認の上、再任してもらっているのが現状である。

皆さんから出た調停委員の人材確保と育成についての様々な意見は、できる限り裁判実務に反映させるようにしていきたいと考えている。

次回期日は、10月17日（金）午後2時から、議題は「少年に対する保護的措置」

として意見交換を行いたい（出席委員了承）。